

令和3年度 国立大学法人静岡大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

【1】異分野にも目を向けることのできる幅広い視野と豊かな人間性の育成を目指し教養教育を充実させるため、平成25年度新カリキュラム導入の学修成果を検証し、アジアブリッジプログラム（ABP）や学部横断教育プログラム「地域創造学環」の中核となるアクティブ・ラーニング科目、フィールドワーク科目等の充実と合わせて、全学教育科目の科目メニューの多様化を行う。

- ・【1-1】 全学教育の新カリキュラムについて効果検証する。
アクティブ・ラーニング又はフィールドワークを取り入れた授業数を平成27年度比で倍増させ、充実を図る。

【2】学生の国際交流の機会を拡大し教育のグローバル化に対応した教育環境づくりを促進するため、ABPの推進を通して外国語教育、英語による授業等の充実を図るとともに、日本学術会議分野別「参照基準」等を活用した国際通用性のあるカリキュラム編成とそれに基づく海外大学等との単位互換等の教育面での国際交流を実施し、柔軟な学期区分等を設定する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【2-1】 外国語教育及び英語による授業を充実させ、英語による授業科目数を増加させる。
英語による短期プログラム実施に向けての検討を行う。
柔軟な学期区分の設定については、各学部での試みの実態を把握し、その成果をまとめる。

【3】学問的動向や社会的ニーズを踏まえて専門分野ごとに人材養成像を明確にし、それぞれに適合した体系的な教育課程の編成を行う。

教員養成課程では、静岡県内の小学校教員占有率を30%以上とするため、「初等学習開発学専攻」を拠点とする小学校免許プログラムの充実、教員への適性・志向性重視の入試システムの構築等を行う。

- ・【3-1】 令和元年度入学生から学年進行で導入している「教職キャリア形成プログラム」を充実させることにより、引き続き静岡県内の学校教員占有率30%以上の達成を目指す。

【4】地域課題解決型の全学横断教育プログラム「地域創造学環」を導入するなど地域の求める人材を育成するとともに、理工系イノベーション人材、グローバル人材等多様な人材育成に取り組むため、社会的ニーズに応える文理融合を含む専門分野を越えた教育プログラムを整備する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【4-1】 地域創造学環における教育成果と課題について整理し、今後教育プログラムとして継続するか、「学部等連係課程実施基本組織」あるいは新しい学部として設置するかについて検討を行い、結論を出す。
(公社)ふじのくに地域・大学コンソーシアムにおける地域のニーズを踏まえた単位互換授業の履修証明プログラムを開始する。

また、理工系イノベーション人材養成に関して、工学部の1学科制について結論を出す。

【5】履修証明制度等を活用した短期プログラムや遠隔授業の導入等ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の活用により、社会人が学びやすい環境を整備する。

- ・【5-1】 未来社会デザイン機構が取り組む松崎町地域振興プロジェクトの展開を勘案しつつ、新たなコースプログラムを試行する。
また、オンライン授業の導入により、人文社会科学部の社会人学生の学修支援を強化する。

【6】カリキュラム全般の見直しの中で、学習意欲を育てる初年次教育を充実させるとともに、学生が主体的に将来設計を構築できるようなキャリアデザイン教育を行う。

- ・【6-1】 令和2年度入学者から導入・充実させた英語、健康体育、数理データサイエンス科目及び新入生セミナーについて、改善方針を検討する。
キャリアデザイン教育についても、改善方針を検討する。

【7】教育の質保証のため、教育成果の検証手法（ポートフォリオ、パフォーマンス評価等）及びGPA（グレード・ポイント・アベレージ）等を活用した学修過程と学修成果の可視化、学修時間の確保に取り組む。

- ・【7-1】 全学内部質保証に関わる2年間の実施成果と課題に基づき整備した、教育の質保証ガイドラインや教育の質保証点検チェックリストにより、学修過程と学修成果の可視化を推進すると共に、得られた課題に基づき各学部のカリキュラム改革を推進する。
IRデータを基に学修時間の現状を把握し、学生の適切な学修時間の確保について点検を行う。

【8】講義科目において、アクティブ・ラーニング、フィールドワークを取り入れた授業数を倍増するなど、その拡大・充実を図るとともに、ICTの積極的活用を進め、学生の主体的・能動的学習を促進する。

- ・【8-1】 アクティブ・ラーニング又はフィールドワークを取り入れた授業数を平成27年度から倍増させ、全学教育基盤機構及びオンライン教育推進室が中心となってオンライン教育の推進を図り、学生の主体的・能動的学修を促進する。

<大学院課程>

【9】人材養成像を明確にし、専門分野及び専門分野を越えた融合領域に主専攻、副専攻制を導入しコースワークを中核とする体系的な教育課程の編成を行う。

- ・【9-1】 各部局で主専攻以外に設置されている各種教育プログラム(副専攻等)について、教育の質保証を確かなものとするため、全学教育基盤機構の下での一括管理に改める。

【10】教育学研究科専門職学位課程教育実践高度化専攻（教職大学院）においては、修了生の教員就職率を90%以上とするため、実習と省察を軸とした教育プログラムの充実に加え、学部卒大学院生が現職派遣大学院生等から組織的に学ぶ機会の拡充整備、教職支援室等による教職指導の徹底等、教職キャリアの支援を強化する。

教育学研究科修士課程学校教育研究専攻においては、修了生（現職教員を除く）の教員就職率を80%以上とするため、教職大学院プログラムとの一部融合を通して実践的指導力を育てるとともに、教育学部以外の学部出身者にも小学校教員への就職の道を開くため、「小学校教員免許取得プログラム」の充実を図る。さらに、指導力向上のため、

教育委員会の「初任者研修」の一部を大学院で先取りすることを目指す学校現場体験（学校支援ボランティア、非常勤講師等）とその反省・分析に当たる実践検討会の拡充等を進める。

- ・【10-1】 教職大学院におけるカリキュラムや各種の教育プログラムの評価を実施し、改善に向けた検討を始める。

令和3年度より教職大学院生のための構成となるため、既存の学校教育研究専攻の教科教育ならびに子どもの発達に関する知見を教職大学院に統合して、教職大学院生の教員就職率90%を確実に達成する。

【11】 「理工系人材育成戦略」を踏まえた広い視野から物事を俯瞰する能力や国際的な舞台で活躍できる能力を持った理工系イノベーション人材等の育成に取り組むため、文理融合を含む専門分野を越えた教育プログラムを整備する。

- ・【11-1】 総合科学技術研究科農学専攻における山岳科学教育プログラムの学位プログラム化案を作成する。更に、総合科学技術研究科への環境リーダー教育プログラム設置案を作成する。

【12】 大学院教育の国際化を推進するため、英語のみによる学位取得可能な分野を充実・拡大するとともに、海外大学等との単位互換、国際共同教育プログラムの導入・拡大等に取り組むことを通して、国際通用性のあるカリキュラムを整備する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【12-1】 英語による授業科目数を増加させる。また、修士課程・博士課程におけるダブルディグリープログラムを活用し、学位取得者の輩出に取り組む。

【13】 大学院再編に伴い、電子工学研究所やグリーン科学技術研究所等と連携し、先端的研究を担う博士人材の育成を強化する。また、学生支援センターを活用して、博士人材の多方面での活躍を支援する。

- ・【13-1】 博士キャリア支援を、留学生就職促進プログラムや学士・修士課程対象の就職支援事業と連携して実施するとともに、他大学の博士支援プログラムと連携することにより、令和元年度から令和3年度までの3年間の平均就職率80%以上を維持する。

【14】 修士1年コース等の短期プログラムや遠隔授業の導入等ICTの活用により、社会人が学びやすい環境を整備する。

- ・【14-1】 人文社会科学研究科における修士論文に代わる課題研究の活用、教育学研究科における履修証明制度を活用した2年課程の短期履修制度や教育委員会から附属学校園への交流教員の再教育プログラムの導入、総合科学技術研究科農学専攻における新たな社会人受入方策等について、可能なものから実行に移す。
社会人教育プログラムへのMOOC等の導入を開始する。

【15】 教育の質保証に向け、多角的な評価方法による教育成果の検証とGPAを含む評価基準の活用等を通して、学修成果の可視化に取り組む。

- ・【15-1】 内部質保証の結果を授業改革やカリキュラム改革などに結びつけ、PDCAサイクルを確立し、必要に応じてカリキュラムポリシーとディプロマポリシーの修正を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【16】全学教育基盤機構において、全学的な視点からの入試改革、教育課程の編成、入口から出口までの一貫した学生支援、教育のグローバル化に対応した教育環境づくり等の教育マネジメントを強化し、教学IR（インスティテューショナル・リサーチ）を通して基礎となるデータの収集、分析に取り組む。

- ・【16-1】 令和2年度に引き続き、全学教育基盤機構が教育マネジメント機能を発揮できているかを評価し、機構会議の改善を図る。

【17】国際連携推進機構において、ABPの取組の強化等、全学的な教育の国際化に取り組む。

- ・【17-1】 日本人学生と留学生の共修機会の有効活用を目指す。
ABPの学士課程への学生受入について、従来の受入れルートに加えた新たなルートの可能性を検討する。
日本語科目と企業交流との連携を図り、実践的な日本語学習機会を作る。
各学部を担当する連絡教員を窓口として、学部との連携を強化する。

【18】第2期中期目標期間に設けた教員所属組織と教育研究組織を分離した体制の下、学部等の教育研究組織に教員を柔軟に配置することにより、部局単位の縦割教育から、全学的・総合的な観点からの教育実施体制へと移行する。

- ・【18-1】 学術院体制による主担当・副担当制度の柔軟な活用を通じ、部局横断型・適材適所の教員配置を一層推進する。
山岳科学教育プログラムの学位プログラム化案を決定し、所属組織を超えた教育組織設置と文理融合型のプログラム導入を推進する。

【19】教育力の向上をめざし、FD（ファカルティ・ディベロップメント）とSD（スタッフ・ディベロップメント）を一体的な活動として位置づけ、教職協働で取り組む。

- ・【19-1】 教職協働を推進するため、教員のFD活動に事務職員も積極的に参加するなど一体化を図るとともに、ふじのくに地域・大学コンソーシアムが開催するFD・SDを活用することにより、FD及びSDに関する研修会等への参加率90%以上を維持する。

【20】図書館の充実、学習環境のICT化等、教育効果を高める環境の整備充実を行う。また、ラーニングコモンズを活用したアクティブ・ラーニング等の学習支援を強化する。

- ・【20-1】 情報基盤センターを中心に、ICTのより一層の活用に向けたインフラ整備を進める。
また、オンライン教育推進室を中心に、自学自習のための環境整備として、オンライン教材開発の支援を行う。
ラーニングコモンズの整備状況及び活用の成果をまとめる。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【21】多様な学生ニーズに対応する学習支援、生活及び課外活動支援を充実するため、学生相談体制の強化、授業料減免・奨学金制度の拡充、課外活動施設や学生寮の環境整備を行う。

- ・【21-1】 学生相談に関するこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、学生相談体制の更なる充実を図る。
授業料等減免や奨学金、学内ワークスタディ等により、学生に対する経済的支援を着実に実施する。
課外活動施設の整備等により課外活動支援を推進するとともに、現状に即した学

生寮の整備について引き続き検討を進める。

【22】教職員による全学的な学生支援体制を充実するため、第2期中期目標期間に引き続き学部の学生相談員や学生担当職員に対するFD・SD研修を実施する。

- ・【22-1】 学生支援に関するFD・SD研修の実施等により、教職員の意識啓発や資質・能力の向上を図るとともに、学生の実態等を踏まえ、教職員による全学的な学生支援体制の充実を図る。

【23】外国人留学生及び障がい学生へのニーズに対応するため、チューター制の継続、留学生の日本理解のための地域交流会の開催、構内のバリアフリー化の促進、ダイバーシティに対する意識向上を図る授業の開講、障がい学生への相談体制の見直し等を実施する。

- ・【23-1】 外国人留学生のニーズに対応し、学内ワークスタディ制度やチューター制を継続的に実施するとともに、留学生の日本理解を深めるための取組を実施する。
障害学生のニーズにより即した支援ができるよう、これまでの取組の成果や課題を踏まえて、障害学生支援体制等の見直しを進める。

【24】学生の主体的な就職活動に向け、キャリア形成から就職までの一貫した支援を拡充するため、県内の大学及び企業等と連携したインターンシップ情報発信の仕組み等の就職支援体制を構築し、インターンシップ参加者数の倍増を図る。

さらに、就職カウンセラーの相談体制の見直しや就職支援セミナーの開催等を実施する。

- ・【24-1】 地域の企業や自治体等と連携・協力しつつ、引き続きインターンシップを推進する。
多様な就職支援を継続して実施するとともに、学生のニーズに対応した就職支援体制を構築する。

（４）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【25】学士課程入試については、大学入学希望者学力評価テスト等の導入を踏まえ、個別学力試験において、アドミッション・ポリシーに基づくより多面的・総合的な評価基準を導入する。

また、新方式の入試導入に向け、全学入試センターにアドミッション・オフィス機能を加えるとともに、データに基づく入試方法、評価方法の改善に当たる専門人材を配置することによって、入試実施体制を強化する。

- ・【25-1】 令和3年度入試の課題の有無と内容を再度整理し対応策をまとめると共に、必要に応じて次のステップの入試改革について検討を開始する。

【26】大学院課程入試については、アドミッション・ポリシーに基づきそれぞれの分野における専門的知識を問うと同時に、多様な学修歴の受験生に対応した入試を実施する。

- ・【26-1】 人文社会科学研究科、教育学研究科及び総合科学技術研究科農学専攻において検討している社会人教育に対応した社会人入試の在り方を引き続き検討する。

【27】秋季入学、社会人入試等の社会的ニーズに基づく特色ある入試を引き続き実施するとともに、拡大を図る。

- ・【27-1】 ABP秋季入学を引き続き実施するとともに、新たな社会人入試の導入について検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【28】多様な知の蓄積を図るため、研究者個人の専門性に基づく自由な発想による基礎研究を推進し、研究成果の発信を拡大する。また、科研費申請支援件数を50件以上に拡大し、教員一人当たりの科研費採択数を引き上げる。

- ・【28-1】 科研費採択数を増加させるため、若手及び過去に科研費の獲得実績がありながら不採択となっている教職員を中心に50件以上の申請支援を行う。
また、研究成果や実績の発信を推進する。
研究戦略室において、研究力強化に向けた環境整備、研究に焦点をあてた本学教員の活動状況の把握や強み分野をより強化するための方策を継続して実施する。

【29】重点研究分野の国際的学術論文数を前期比10%及び国際共著論文比率を前期比20%増加させるなど、重点研究分野の連携による成果の創出や分野を超えた超領域研究による新領域の開拓に取り組む。また、超領域研究推進本部により定期的な研究成果発表会と国際シンポジウムを継続し、学内外の研究者交流を通して国際的に通用する研究人材を育成する。

重点研究分野:ICTをベースにしたリーディング3研究分野

- 光応用・イメージング
 - 環境・エネルギーシステム
 - グリーンバイオ科学
- (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【29-1】 研究戦略室で、重点研究分野における競争的資金の獲得等の戦略を必要に応じ見直し、重点支援を行う。超領域研究推進本部において国際共同研究推進に資する支援を実施する。
また、同本部を中心に定期的に研究成果を発表するとともに、国際シンポジウムを継続し、研究者交流等により国際的な研究人材を育成する。大学及び部局等主催で行われている国際研究シンポジウム、研究成果発表会等の情報を共有する。

【30】社会、経済、教育、文化等に係る基礎的研究を基に、対人援助に資する社会関係資本の基盤強化、学術文化の向上や文化資源の保護・活用、産業振興等に係る課題解決型研究プロジェクトに取り組み、研究成果の発信を拡大する。

さらに、関連する課題解決型研究プロジェクトを推進するため国際的、包括的に議論する場を設ける。

- ・【30-1】 学生・教職員がともに参画する地域連携・地域課題対応型プロジェクトを継続的に支援し、実施・評価をへて新たなプロジェクトを企画する。
また、地域課題データベースの活用を図るとともに、地域連携・地域課題対応型プロジェクトの成果発信を拡充するとともに、地域課題解決支援をテーマとしたフォーラムやシンポジウムを開催する。

【31】地域の光関連企業と大学等との共同による光創起イノベーション研究拠点では、光の波長・位相・強度について時空を超えて自由に操る革新的研究として、光時空間遠隔制御技術等の研究開発を行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【31-1】 地域の大学や光関連企業等との共同により、革新的時空間イメージング技術の実用化に関する研究及び遠隔再現技術に関する研究を推進し、研究成果の発信を行う。

【32】 地域課題と地域資源を生かした「地域防災」「山岳科学」等の特色ある自然、社会、文化に関する研究を組織的に実施し、その成果を地域に発信する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【32-1】 山岳域で顕著化する地球温暖化や豪雨、崩壊等に対処する山岳科学に関する国際シンポジウムを開催し、研究成果を海外に向けて発信をする。
セルロースナノファイバー(CNF)に関する研究を静岡県東部の富士工業技術支援センター内に設置した拠点を通じて推進し、その成果を発信する。
一定レベルの防災知識を備えた防災マイスター称号制度を市民に開放するため、市民開放授業として、科目の一部を開講する。

【33】 リポジトリへの学術論文の登録を一層促進し、外国語併記等により国際発信を強化する。

また、産学連携、社会連携による研究シーズ集を発行する。

- ・ 【33-1】 教員への周知活動を継続し、本学リポジトリシステムへの登録を促進するとともにリポジトリサイトの英文化を完了する。
また、産学連携研究シーズ集及び社会連携シーズ集の作成を継続して行う。産学連携研究シーズ集はネット環境に構築し、動画プレゼンを掲載することにより、より高度なマッチングを目指す。更にキャンパスフェスタin静岡及びテクノフェスタin浜松により、大学の研究成果の社会への広報を進める。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【34】 重点研究3分野を中心とした組織的研究を推進するため、研究戦略に関する会議やIR体制を整備し、研究IRを含む研究マネジメント機能を強化する。

- ・ 【34-1】 研究戦略室で研究戦略上必要な情報収集をIR室に、必要に応じ要請し、新たに導入した論文分析ツールを活用して分析を行う。URAとIR室の連携により整備した教員実績データベースを活用して、より緻密な研究力の分析を行い、次期研究戦略を策定する。

【35】 重点研究3分野を中心に電子工学研究所、グリーン科学技術研究所及び創造科学技術大学院の連携による国際的プロジェクト研究を推進し、評価の高い学術論文執筆や国際研究組織への参画等、国際的に通用する優れた若手研究者を育成する。

- ・ 【35-1】 電子工学研究所、グリーン科学技術研究所及び創造科学技術大学院を中心に国際共同研究を推進すべく国際シンポジウム開催を支援する。超領域研究推進本部において若手研究者に対する国際共同研究推進に資する支援の方法について、社会情勢に応じた最も有効な方法を模索し、実施する。

【36】 高い研究能力を有する若手教員、女性教員及び外国人教員を確保し、研究者の多様性を高めるとともに、これらの教員を重点的に支援することにより、競争力のある研究推進体制を強化する。

- ・ 【36-1】 テニユアトラック制度及び卓越研究員制度を活用し、多様な教員を採用する。さらに、メンターの配置や交流会の開催等による支援を行う。
また、外国人教員及び女性教員の採用を促進するためスタートアップ経費の支援を行う。

【37】 電子工学研究所、グリーン科学技術研究所の担当教員、研究フェロー及び若手重点研究者等に対し、研究教育に集中させるため、役割分担を明確にする。また、研究力の高い研究者を常に確保するため、研究所の教員を戦略的に見直し、配置する。

- ・【37-1】 電子工学研究所、グリーン科学技術研究所においては、研究成果について、第3期中期目標期間前期との比較を行い、その変化を客観的に評価し、それぞれの研究戦略及び役割分担の見直しを継続し検討する。
また、両研究所人員配置に関しては、研究力の高い教員の重点的配置を引き続き行う。

【38】 電子工学研究所では、ネットワーク型共同研究拠点として生体医歯工学の共同研究を推進する。

また、電子工学研究所、グリーン科学技術研究所及び浜松キャンパス共同利用機器センターの設備の充実を行い、共同利用を拡大させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【38-1】 電子工学研究所においては、ネットワーク型共同研究拠点の優位性を基に共同研究を前年度より増加させる。共同利用ポリシーに基づきグリーン科学技術研究所及び浜松キャンパス共同利用機器センターの共同利用機器の利用講習会を実施し、共同利用を促進する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【39】 地方公共団体、金融機関等との包括連携協定に基づく事業を推進し、地域社会が抱える諸課題に取り組み、COC+事業（地（知）の拠点大学による地方創生推進事業）等を通して地域創生に向けてその成果を還元するとともに、大学の教育研究の活性化につなげる。

地域課題の解決支援に当たっては、企画・実施・評価の各段階において、静岡県及び地域自治体と協働し、地域貢献プロセスを組織化・体系化する。

- ・【39-1】 伊豆地域を含む東部・中部・西部にまたがった地域社会との連携を強化する中で、地域づくり特別教育プログラム等におけるフィールドワーク教育への学生参加を増やすとともに、地域連携・地域課題解決型プロジェクトへの学生・教職員の参画を拡充する。

【40】 産業界との包括連携協定を積極的に活用し、企業等との共同研究、技術移転等を推進するとともに、イノベーション人材の育成を進める。

- ・【40-1】 産業界との包括連携協定を活用し、共同研究、技術移転、研究者招聘の着実な実施を図るとともに、産学連携活動を通して、イノベーション人材や企業における技術者教育を推進する。また、文部科学省「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」の成果を継承し、地域中小企業の振興に貢献する産学連携体制構築に向けた取組を実施する。共同研究講座制度を活用し、「組織」対「組織」による本格的な共同研究を推進する。

【41】 社会・産学連携に係る情報の発信を積極的に行うとともに、大学に対する地域の多様な要望等の把握・反映のための機能を強化し、COC+事業等を通して地域と大学の相互交流を拡充する。

- ・【41-1】 COC+事業で築いてきた地域諸団体あるいはその協議会等との連携関係に基づき、要望の把握をし、相互の協力体制のもとこれを反映させていく。また、課題解決への貢献を大学Webサイト等を通じ積極的に情報発信する。

【42】 地域社会の具体的な課題群を題材とした教育研究活動を拡充し、課題解決のための社会連携の取組を促進するとともに、学生及び地域住民を対象とした教育プログラムを構築する。

- ・【42-1】 ふじのくに地域・大学コンソーシアム等との連動を強化し、単位互換授業「ふじのくに学」の履修証明プログラムを開始する。
また、地域づくりを担う人材育成プログラムを伊豆半島地域を対象に実施し、履修証明プログラム化に向けた準備を整える。

【43】 第2期中期目標期間に引き続き、ABPの推進を通して、産業界と連携したグローバル人材教育システム（カリキュラム、インターンシップ、留学生の受入、学生の海外派遣等）を更に充実させ、アジアを中心とした企業の海外展開等を支える人材の育成に取り組む。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【43-1】 多様なツールを活用したABP留学生のリクルーティングおよび入試の多様化を検討する。外部機関と連携し、留学生・国内学生のインターンシップ促進を図る。ABPプログラム等での優秀な留学生の受入れを促進し、グローバルアジア特別教育プログラム（旧ABP副専攻）の履修者増を図り、グローバル人材育成を強化する。
また、「留学生就職促進プログラム」の最終年度にあたり自立的な活動を継続していくための協力体制等を地域産業界等とともに構築する。留学生の就職後の活躍・定着を支援するために、留学生および企業のフォローアップを引き続き行う。

【44】 同窓会及び地域コミュニティとの連携を強化し、教育研究活動の成果を地域社会に発信し、地域住民の学び直しの機会を拡充する。また、同窓会や地域住民の知識を学生のキャリアディベロップメントや地域創生に活かす。

- ・【44-1】 公開講座、出張授業及び市民開放授業等を通して、地域住民の学び直しに貢献し、逆に地域の有する人的・文化的資源を、本学における教育プログラムや県内各地における地域創生事業に活用する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【45】 全学的な教育実施体制の下で、英語のみで修了できるコース等の増設や、国際共同教育プログラムなどの国際的な流動性を高める教育プログラムを導入するに当たり、プログラム調査・整備の支援や海外留学支援（派遣・受入）等、教育のグローバル化に対応した教育環境づくりを推進する。

- ・【45-1】 留学生の受入拡大および日本人学生の海外派遣推進を目的とした学士課程における英語による短期プログラムやオンラインを活用した協働プログラムを開設する。
さらに、多様な留学プログラムの実施と大学教育センター科目部運営委員会英語科目部等と連携した留学広報、部局留学生コーディネーター等と連携した受講計画作成等の海外留学支援を充実させ、留学を視野に入れた英語学習支援を拡充する。

【43再掲】 第2期中期目標期間に引き続き、ABPの推進を通して、産業界と連携したグローバル人材教育システム（カリキュラム、インターンシップ、留学生の受入、学生の海外派遣等）を更に充実させ、アジアを中心とした企業の海外展開等を支える人材の育成に取り組む。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【43再掲-1】 多様なツールを活用したABP留学生のリクルーティングおよび入試の多様化を検討する。外部機関と連携し、留学生・国内学生のインターンシップ促進を図る。ABPプログラム等での優秀な留学生の受入れを促進し、グローバルアジア特別教育プログラム（旧ABP副専攻）の履修者増を図り、グローバル人材育成を強化する。
また、「留学生就職促進プログラム」の最終年度にあたり自立的な活動を継続していくための協力体制等を地域産業界等とともに構築する。留学生の就職

後の活躍・定着を支援するために、留学生および企業のフォローアップを引き続き行う。

【46】 学生の海外留学及び外国人留学生に対する情報提供、新たな奨学制度の導入や留学しやすい環境整備等、推進体制を整備・充実させ、年間の海外留学者数を500名に、外国人留学生を600名に増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【46-1】 海外協定校と連携した多様な形態の留学プログラムを企画する。さらに、多様な留学プログラムの実施と大学教育センター科目部運営委員会英語科目部等と連携した留学広報・部局留学生コーディネーター等と連携した受講計画作成等の海外留学支援や留学を視野に入れた英語学習支援を拡充する。

また、ABP特定基金による留学生の就学支援・日本人学生の海外研修の支援を実施するとともに、新たな経済的支援のあり方を検討する。ビザコンサルティングサービスとともに、受入システムによるABP留学生受入れ支援を継続する。

【47】 海外交流協定大学等とともに形成している国際連携組織を中心に、国際教育研究プロジェクトを推進し、大学のグローバル化に活用する。

- ・【47-1】 東欧(協定校)及びアジアで開催するインターアカデミアを運営し、本学からの教職員、学生の参加を支援する。各部局が行う国際教育研究プロジェクトについて、運営に関する支援および各種機関による支援の活用を増強する。さらに、エラスムス・プラスプログラムの学生、研究者の交流促進を進め、ヨーロッパの協定校との教育交流を一層強化する。

また、プロジェクトのさらに効果的な情報発信を学内関係部署と連携して継続して本学の国際学術活動を紹介することにより、グローバル化をより促進する。

【48】 グローバル化推進に向けた実施体制を強化するため、海外交流協定校を100校（機関）に増加させるとともに、海外事務所や海外同窓会を増設する。

- ・【48-1】 地域の海外関係機関と本学の海外事務所、海外での同窓会等との連携を強化して、国内外での共同での広報・情報発信を継続する。

海外交流協定の戦略的な締結を更に進め、ブランチ研究室を活用した一層の教育研究交流の推進を図る。

【49】 キャンパス及び地域のグローバル化を推進するため、学生の居住環境の整備や学内外における異文化交流事業等を実施する。

- ・【49-1】 第3期計画中に推進した職員グローバル化研修の実施結果を検証するとともに、大学のグローバル化に対応できる職員の底上げを図るために海外派遣研修対象者の充実を図る。

国際ラウンジを拠点とした異文化交流活動を充実させる。

留学生混住型学生寮における「レジデントアドバイザー(RA)(仮称)」配置にむけ、教育プログラムの作成や制度設計を行う。

(2) 附属学校園に関する目標を達成するための措置

【50】 附属学校園と大学・教育学部及び地域の教育界・産業界等との連携・協力を強化し、先導的・実験的な教育研究を通して、グローバル化、理数教育に対する地域のニーズに基づく人材養成に取り組む。

- ・【50-1】 附属学校園・大学・地域の教育界・産業界との連携に基づき、理数教育を中心とした地域ニーズに応えた取組をいっそう推進するとともに、小中一貫教育を本格的に開始し、教育研修支援・教育支援など地域ニーズに基づく人材養成を強化する。

【51】 附属学校園と大学・教育学部との連携の下で、教育実習及び実践的な教職科目の充実・強化に取り組み、より高い資質を備えた教員養成・研修に貢献する。

- ・ 【51-1】 附属学校園と大学・教育学部との連携により、教育実習及び実践的な教職科目の充実・強化を図る取組として、令和元年度より「教職キャリア形成プログラム」を設計し開始してきた。そこでは、教員養成カリキュラムの将来ビジョン検討や教育実習の課題等について議論が行われ、これらの成果を、教員採用試験受験率・同合格率・小学校における本学部学生の占有率、附属学校園による教員研修支援実績等により把握し、課題が見られる結果についてはデータに基づくさらなる改革につなげる。

【52】 附属学校園と地域の教育委員会・学校園等との協力の下で、地域の教育のモデル校として、知識の活用、協調学習の推進等の今日的教育課題に対応した取組を行う。

- ・ 【52-1】 小中一貫校の開校や教育のICT化、理数才能教育など、今日的教育課題に対応した取組を通じて、地域のモデル校としての附属学校園の機能の強化を図り、その成果をまとめ、さらなる地域貢献の方策を検討する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【53】 学長が指導力を発揮する体制を強化するため、客観的な情報を集約するIR機能を持つ部署を平成28年度に設置するとともに、学長補佐室とIR部署との連携の下、施策の企画・立案・提言等を提供できる仕組みを構築する。

- ・ 【53-1】 IR室と学長補佐室の連携体制の下、客観的データに基づいた具体的な大学の現状を学内外に発信するとともに、施策の企画・立案・提言等を継続し、必要に応じて見直しを行う。

【54】 第2期中期目標期間に大学の業務及び財産状況の調査権限等が強化された監事機能をより実質化するため、情報収集・分析にIR機能を活用する仕組みを整備するとともに、監事の監査結果を大学運営に反映させる仕組みを強化する。

- ・ 【54-1】 大学の業務等における監事機能を支援するために監査室とIR室との間で構築した連携により、IR機能を活用して監査に必要な情報収集・分析を行う。
また、毎年度の監査結果への対応方針を役員会で審議し、方針に基づく取組を実施し、年度末に教育研究評議会及び経営協議会で報告する。

【55】 全学的な観点から教育研究をより迅速かつ効果的に進める体制を強化するため、教員所属組織と教育研究組織の分離及び全学人事管理委員会の体制の下、教育研究組織の見直し等に対応した全学的・組織的人事を進めるとともに、各教育研究組織への効率的な教員配置を実施する。

- ・ 【55-1】 学術院、全学教育基盤機構、研究戦略室及び全学人事管理委員会の体制の下、全学的・組織的人事を継続する。

【56】 大学のグローバル化を一層進めるため、外国人教員及び外国の大学等の学位を取得した教員の比率を全教員の13%まで拡大する。また、第2期中期目標期間に引き続き、テニユアトラック制度を活用し、若手研究者を育成するとともに、40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を16.7%となるよう促進する。

- ・ 【56-1】 外国人教員及び外国の大学等の学位を取得した教員の教員比率13% (第3期目標)

に向けて、クロスアポイントメント制度を積極的に活用し海外研究機関からの教員採用を計画的に進める。

また、テニユアトラック制度の見直しを行うとともに、同制度を活用した若手教員採用枠を設ける等の取組により若手教員の雇用を促進する。

【57】教員養成課程においては、学校現場で指導経験のある教員比率を40%とするため、一部の教員採用公募条件に学校現場における指導経験を付加し、教員人事においては教育上の業績の評価基準等の見直しを行う。

- ・【57-1】 教員養成課程における「学校現場で指導経験のある教員」比率40%の達成のため、附属学校園長らの指導的な関与の評価や、教職大学院を担う実務経験ある人材を優先した採用などを引き続き行う。
また、実務経験のある教員の業績評価の見直しに伴い、それに従った採用を行う。

【58】優秀な教員の人材確保の手段として年俸制等を活用し、運用状況の検証等を通して年俸制教員比率10%を維持する。

- ・【58-1】 新規採用教員は新年俸制を適用することとし、年俸制(旧年俸制及び新年俸制)適用教員比率10%を維持する。
また、クロスアポイントメント制度に関する周知を行い、制度の利用を促す。

【59】第2期中期目標期間における教職員の個人業務評価の在り方を検証し、教員所属組織と教育研究組織を分離した体制及び年俸制を導入した体制に対応した改善を行う。

- ・【59-1】 学術院体制における個人業務評価の検証・改善を引き続き継続するとともに、令和元年度に構築した新人事評価制度に基づく評価を着実に実施する。

【60】女性教員採用加速システム（人件費支援等）を活用して女性教員比率16%以上とする。

また、役員は1名以上、管理職は13%以上の女性を登用する。

- ・【60-1】 全学人事管理委員会において、女性限定や女性優先人事等を用いた女性教員採用加速制度の活用努める。
令和2年度に制度化したダイバーシティレポートを用いた、成果の検証を行う。
女性管理職育成に向け現状把握と併せ課題を検証するとともに、引き続き管理職や女性教職員を対象に、意識改革を目的とした研修等を実施する。

【61】男女共同参画憲章に基づく行動計画により、セミナー、シンポジウム、研修、ホームページの充実やニュースレター発行等を通し、第2期中期目標期間に引き続き啓発を行う。

- ・【61-1】 連携機関と構築した協働体制を継続し、情報共有や意見交換を行う。また昨年度、リニューアルしたホームページのよりいっそうの充実に努める。
さらに、Webによる研修プログラムの実施や情報収集・発信機能を強化する。
Sexual Orientation and Gender Identity(SOGI)についての理解を深めるためのセミナーを開催する。
女性教員の上位職登用と研究力向上を目的として、論文執筆研修、科研費獲得研修を企画・実施する。

【62】支援的職場環境を醸成するため、各種制度の充実に取り組むとともに、性別に関わりなく支援制度の利用を拡大する。

- ・【62-1】 ダイバーシティ理解に向けての意識啓発及びオンデマンド支援の充実と環境整備

を推進し、労働環境を改善する対策としてワークライフバランス支援を推進し、各種支援制度等について引き続き周知・利用を促進させる。

また、男性の育休取得率の向上を目指すとともに、看護、介護休暇制度について認知度を上げる取り組みを引き続き実施する。

静岡・浜松両キャンパスにおけるワークライフバランスの課題に応じた環境整備を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【63】第3期中期目標期間前半を目途に、広い視野から物事を俯瞰する能力や国際的な舞台で活躍できるグローバル化対応能力を持った人材や、幅広い見識と実践力を持ち地域における課題解決に貢献できる人材を育成するため、学士課程－修士課程－博士課程の接続性を踏まえた、人文社会系・教員養成系を含む大学院教育の見直し・改編を行う。

- ・【63-1】 令和2年度から実施している修士課程のコース再編や、新教職大学院の設置計画を着実に履行する。

【64】社会の人材育成のニーズに応えるため、学士課程の再編成（教育学部新課程の廃止及び情報学部、農学部における新学科設置・学科再編、学部横断教育プログラム「地域創造学環」学生募集開始等）やカリキュラムの再構築を行い、体系的な教育体制を確立する。

さらに、社会的必要性に対する不断の検証を行い、定員規模等の見直しを含めた組織改革に取り組む。

- ・【64-1】 第4期中期目標期間中における定員規模等の見直しを含めた教育組織の見直し等について、年度内に結論を出す。

【65】単独での募集を停止した法科大学院については、在学生に対する万全の教育・支援体制を維持するとともに、地域における法曹養成や法務関連のニーズを踏まえ、これまで培ってきた教育研究機能を活かした新たな教育研究拠点の設置等を行う。

- ・【65-1】 地域法実務実践センターを改組し、新設されたサステナビリティセンターの法実務部門を中心として、地域の自治体や弁護士会等と連携しつつ、法務関連のニーズに応じたシンポジウム、セミナー、公開講座等を行い、地域課題の解決を目指し、地域貢献・教育研究の向上に取り組む。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【66】新たな教育研究組織の見直し及び経営力強化、地域連携、学生支援等に係る諸要請に対応するため、業務量や業務内容等に適した職員を配置するなど、効率的な体制を整備する。

- ・【66-1】 事務組織の見直し・業務改善等検討専門部会報告書等を踏まえた業務効率化の実行プランを策定する。また、国際交流業務に係る事務組織の見直しや事務組織の集約化について検討を行う。

【67】複雑化・高度化・グローバル化する業務の遂行に対応できる人材を確保・育成するため、職員の採用方法、処遇の検討及び職員研修を充実するなど、人事システムの見直しを行う。

- ・【67-1】 事務職員の人事方針について、検討した課題を基に実現に向けて制度化を進める。
また、職員研修については体系化を図るとともに、各研修の目標・養成するスキル等を明確化する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【68】 寄附金、施設貸付料等をはじめとする自己収入確保のためのアクションプランを策定・実施する。

- ・ 【68-1】 自己収入確保のための具体的なアクションプランについて、順次実施する。
また、これまでの結果を検証し、第4期におけるプランを検討する。

【69】 第2期中期目標期間に引き続き、科研費をはじめとする競争的研究資金の継続的な獲得に向けて、競争的資金獲得支援、科研費申請支援を実施する。

- ・ 【69-1】 科研費獲得のセミナー、サポート等を継続して実施し、採択増につなげるとともに、各種競争的資金や研究支援に関する情報収集と広報、申請のためのサポートを継続する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【70】 第2期中期目標期間に引き続き、経費の抑制意識の向上を図るため、財務状況及び執行状況を部局等へ情報提供するとともに、財務運営に関するファイナンシャルプランを策定し、経費の抑制、経営資源の有効活用を進める。

- ・ 【70-1】 第4期に向けた新たなファイナンシャルプランを策定し、令和4年度の予算編成を実施する。
また、予算の執行状況等を検証し、部局等へ情報提供するとともに必要に応じて予算の見直しを行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【71】 保有資産について、有効活用を推進するため、毎年度利用計画を策定し、利用状況を検証する。

- ・ 【71-1】 現有資産の必要性や不用資産の再利用の可能性を検討の上、具体的な利活用計画を更新する。
また、学内における各資産の利活用状況や、学外者との設備の共同利用の状況を検証し、必要に応じて改善を図るとともに、第4期における資産の有効活用について検討する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【72】 教育研究、社会連携、大学運営に関するデータを集約するIR機能を持った部署を平成28年度に設置し、各種評価のためのデータ収集・蓄積・分析の効率化を図る。

- ・ 【72-1】 令和4年度の中期目標期間終了時評価の受審に向けて、評価会議と連携し、必要なデータの収集・分析等を行う。

【73】 第2期中期目標期間の評価システムの検証・改善を行い、第3期中期目標期間の自己点検・評価及び外部評価の計画に基づき実施する。

- ・ 【73-1】 評価スケジュールで予定されている国立大学法人評価、機関別認証評価を受審する。
また、令和4年度の中期目標期間終了時評価の受審のため、必要に応じて学内への説明を実施する等の準備を行う。

【74】 教育研究等の諸活動に関する自己点検・評価及び第三者による評価結果を分析し、改善措置を講ずるとともに、評価結果、改善計画、改善状況を大学Webサイト等を活用して公開する。

- ・ 【74-1】 令和2年度に受審した国立大学法人評価及び4年目終了時評価並びに令和3年度に受審する国立大学法人評価の結果を分析し、要改善事項があれば措置を講ずる。また、機関別認証評価及び学生等評価の結果を分析する。
評価結果等については、随時大学Webサイトで公開するとともに、公開状況等の検証・改善を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【75】 情報発信において、常に広報戦略を見直し、大学Webサイトの充実を図るとともに、動画共有サービスを含めたSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用及び地域マスメディアによる大学の教育研究活動の発信等、総合的かつ時宜を捉えた多角的な広報活動を行う。

- ・ 【75-1】 大学Webサイトにおいて、研究フェローの研究者紹介動画を作成するとともに、地元メディアを活用して、若手重点研究者の研究内容等を積極的に紹介する。
また、マスコミに向けて教員の教育研究活動や研究成果を発信する。
本学の教育研究活動の成果等を学内外に発信するため、静大フェスタ(キャンパスフェスタin静岡及びテクノフェスタin浜松)を開催する。
第4期に向けた広報戦略の検討について、一定の結論を得る。

【76】 大学ポートレートや大学Webサイト等を通して教育研究等の情報を恒常的に発信し、社会とステークホルダーに対する説明責任を積極的に果たす。

- ・ 【76-1】 大学ポートレートや大学Webサイトにおける教育・研究の取組、教員データベース及び学術データベース等の教育・研究情報について、適宜、最新のデータに更新する。

【77】 大学Webサイトにおいて在学生、卒業生、同窓会及び国際化を意識したコンテンツを充実させるとともに、日本語、英語、スマートフォン対応等のサイトに適した情報を分かりやすく提供する。

- ・ 【77-1】 大学Webサイトにおいて、コンテンツ・マネジメント・システム(CMS)を活用し、学部等のニュースやイベント情報を積極的に発信する。
また、引き続き、スマートフォン版を含む公式Webサイトの改善を進める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【78】 資産の有効活用を実施し、施設マネジメントを行う中で、大学の目標や戦略を踏まえた施設整備計画、維持保全計画・修繕計画を定めた「キャンパスマスタープラン」に基づき、学生支援・バリアフリー対策・老朽対策・屋外環境整備・省エネルギー及び基幹整備等を行う。

- ・ 【78-1】 「キャンパスマスタープラン2016-2021」の記載に沿って当該年度の施設整備と既存施設スペースの有効活用を着実に実施するとともに、重点課題として計画している「大谷・城北団地の教育機能の発展」に連動する整備として、自学自習エリア等の更なる確保に努める。
また、「グリーンキャンパス構築指針・行動計画2016-2021」記載の行動計画を実行するとともに、エネルギー使用量の削減効果の検証結果に伴う、建物照明の省エネルギー化として延べ面積2,000㎡以上のLED化整備を実施する。

この他、第3期期間中の問題点を検証し、第4期に向けた「キャンパスマスタープラン」を策定する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【79】 様々なリスクや危機に対する点検を行い、情報共有の充実を図るとともに、予防のための事前周知や発生した場合の対策の構築等、取組を強化する。

- ・ 【79-1】 各部局においては、令和2年度後期及び令和3年度前期に発生した危機事象を点検し、危機管理委員会に報告する。
また、全学一斉地震防災訓練を実施するほか、担当部局は、自然災害、情報セキュリティ及び感染症等の各種リスクに関する情報提供を積極的に行い、リスクの低減を図る。危機が発生した場合においては、静岡大学危機管理ガイドラインに基づき、適正に対処する。

【80】 各種リスクに対し構築済みの危機管理体制並びに事象発生時に取った対応と再発防止対策について、全学的な視点から検証し改善を促す仕組みを強化する。

- ・ 【80-1】 危機管理委員会において、令和2年度後期及び令和3年度前期に本学で発生した危機事象への対応状況を検証し、速やかな改善を図る。

【81】 現在運用している薬品管理システムを有効に活用し、化学物質の安全管理や化学物質取扱者の健康管理に活かすとともに、高圧ガスボンベの登録管理を行うなど、安全管理体制の整備を行う。

- ・ 【81-1】 コロナ禍の現状に鑑み、学生を対象とする安全衛生教育のオンデマンド教材をさらに充実させる。薬品管理システムを活用し、高圧ガスボンベの管理を徹底する。これにより、長期滞留ボンベの削減を図る。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【82】 研究費の不正使用を防止するため、教職員及び競争的資金等の運営・管理に関わる学生に、研修会の実施、諸規則の周知を図るとともに、会計監査を行う。

- ・ 【82-1】 研究費の不正使用防止のためのコンプライアンス教育をはじめとする学内研修を実施するとともに、令和3年度研究費不正防止計画を実施し、併せて会計監査を行う。

【83】 研究における不正行為を防止するため、教職員及び学生に対し、研究倫理に関するWeb研修等を実施する。

- ・ 【83-1】 教職員・学生を対象として、研究の不正防止を目的とした研究倫理に関するWeb研修等を実施する。

【84】 不正アクセス等に対応する情報セキュリティ対策を引き続き実施するとともに、Web研修、セミナーの開催等、情報セキュリティに関する教育等を行う。

- また、保有個人情報を取り扱う業務に従事する者に対する教育研修を実施し、個人情報の保護に関する取組を強化する。
・ 【84-1】 情報セキュリティの意識向上と防御力向上を図るためのセミナーに加えて、学内及びクラウドサーバ群を含むグローバルIP(GIP)運用のサーバや情報機器への脆弱性診断やサーバ運用の内部監査等の結果を踏まえたサーバセキュリティの持続的改善プロセスを確立する。
異常通信ログを活用した部局担当者の危機管理意識の向上とインシデント対応力の向上のための持続的改善プロセスを確立する。

また、個人情報の保護に関する管理を強化するため、業務従事者等を対象に教育研修を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2,352,933千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

該当なし

2 重要な財産を担保に供する計画

該当なし

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、

- ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
【施設】 (駿府町他(附小中他))ライフライン再生(電気設備等) (大谷)総合研究棟改修(地域創造学系) (駿府町他)基幹・環境整備(衛生対策等) 小規模改修	総額 630	施設整備費補助金(591) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(39)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成29年度以降は平成28年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授

与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

○ 教員人事について

(1) 雇用方針

- ① 公募制を基本とし、かつ、任期制の活用により、教育・研究等の遂行にふさわしい人材を雇用する。
- ② 女性教員の採用を推進し、教員における女性の比率を高める。

(2) 人材育成方針

- ① 若手研究者を育成するため、テニュアトラック制度を活用する。
- ② 教員の教育力を向上させるため、FD/SD活動を推進する。
- ③ 行動規範に基づく健全かつ適正な教育・研究を遂行するための研修会等を実施し、モラルの向上に努める。

(3) 人事評価

- ① 教員の人事評価を処遇に反映するシステムを充実・整備する。

○ 事務系職員について

(1) 雇用方針

- ① 東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験による採用を原則とするが、専門性の高い職種等については、大学独自の柔軟な採用を行う。

(2) 人材育成方針

- ① SD活動等を通じ、職員の専門的能力や総合的能力の向上に努める。
- ② 職務内容に応じ、柔軟な在任期間を設定することで職員の総合的能力や専門的能力の向上に努める。

(3) 人事評価

- ① 職員の人事評価を処遇に反映するシステムを充実・整備する。

(参考1) 令和3年度の常勤職員数 1,099人

また、任期付職員数の見込みを 17人とする。

(参考2) 令和2年度の人件費総額見込み 11,583百万円(退職手当は除く)

(別紙)

○ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,195
施設整備費補助金	591
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	649
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	39
自己収入	5,718
授業料、入学金及び検定料収入	5,445
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	273
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,951
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	21
出資金	0
計	18,164
支出	
業務費	15,245
教育研究経費	15,245
診療経費	0
施設整備費	630
船舶建造費	0
補助金等	308
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,951
貸付金	0
長期借入金償還金	30
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	18,164

[人件費の見積り]

期間中総額 11,583 百万円を支出する(退職手当は除く)。

※「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額 9,110 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 85 百万円。

※「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額 0 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 591 百万円。

※「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額 1,760 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 191 百万円。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	18,150
經常費用	18,150
業務費	16,789
教育研究経費	2,864
診療経費	0
受託研究費等	1,481
役員人件費	95
教員人件費	9,028
職員人件費	3,321
一般管理費	533
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	828
臨時損失	0
収益の部	18,150
經常収益	18,150
運営費交付金収益	9,042
授業料収益	4,735
入学金収益	742
検定料収益	156
附属病院収益	0
受託研究等収益	1,604
補助金等収益	508
寄附金収益	297
施設費収益	118
財務収益	0
雑益	242
資産見返運営費交付金等戻入	547
資産見返補助金等戻入	128
資産見返寄附金戻入	31
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	18,164
業務活動による支出	17,122
投資活動による支出	1,012
財務活動による支出	30
翌年度への繰越金	0
資金収入	18,164
業務活動による収入	17,428
運営費交付金による収入	9,110
授業料、入学料金及び検定料による収入	5,445
附属病院収入	0
受託研究等収入	1,603
補助金等収入	649
寄附金収入	348
その他の収入	273
投資活動による収入	630
施設費による収入	630
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	106

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。

(別表)

○ 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

学 部

学部名	学科(課程)	学生収容定員	備 考
人文社会科学部	(昼間コース)		
	社会学科	280	
	言語文化学科	300	
	法学科	364	3年次編入学収容定員4名を含む
	経済学科	620	
	小計	1,564	
	(夜間主コース)		
	法学科	126	3年次編入学収容定員6名を含む
	経済学科	120	
	小計	246	
	計	1,810	
教育学部	学校教育教員養成課程	1,200	うち教員養成に係る定員1,200人
	計	1,200	
情報学部	情報科学科	400	
	行動情報学科	280	
	情報社会学科	300	
	計	980	
理学部	数学科	152	
	物理学科	192	
	化学科	208	
	生物科学科	208	
	地球科学科	200	
	計	960	
工学部	機械工学科	672	
	電気電子工学科	440	
	電子物質科学科	440	
	化学バイオ工学科	448	
	数理システム工学科	200	
	計	2,200	
農学部	生物資源科学科	474	3年次編入学収容定員14名を含む
	応用生命科学科	286	3年次編入学収容定員6名を含む
	計	760	

大学院

研究科名	専攻等	学生収容定員	内 訳	備 考
人文社会科学 研究科	臨床人間科学専攻	22	うち修士課程 22 人	
	比較地域文化専攻	20	うち修士課程 20 人	
	経済専攻	30	うち修士課程 30 人	
	計	72	うち修士課程 72 人	
教育学研究科	共同教科開発学専攻	12	うち博士課程 12 人	
	計	12	うち博士課程 12 人	
総合科学技術 研究科	情報学専攻	120	うち修士課程 120 人	
	理学専攻	140	うち修士課程 140 人	
	工学専攻	644	うち修士課程 644 人	
	農学専攻	174	うち修士課程 174 人	
	計	1,078	うち修士課程 1,078 人	
光医工学研究科	光医工学共同専攻	15	うち博士課程 15 人	
	計	15	うち博士課程 15 人	
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻	30	うち博士課程 30 人	
	光・ナノ物質機能専攻	27	うち博士課程 27 人	
	情報科学専攻	33	うち博士課程 33 人	
	環境・エネルギーシステム専攻	21	うち博士課程 21 人	
	バイオサイエンス専攻	24	うち博士課程 24 人	
	計	135	うち博士課程 135 人	
教育学研究科	教育実践高度化専攻	90	うち専門職学位課程 90 人	
	計	90	うち専門職学位課程 90 人	

附属学校

区 分	収容定員	学級数	備 考
教育学部附属静岡小学校	630	18	35 人学級
教育学部附属浜松小学校	420	12	35 人学級
教育学部附属静岡中学校	432	12	36 人学級
教育学部附属浜松中学校	324	9	
教育学部附属島田中学校	324	9	
教育学部附属幼稚園	2 年保育	100	3 歳 1、4 歳 2、5 歳 2=5
	3 年保育	60	
	計	160	
教育学部附属特別支援学校	高等部(本科)	24	3
	中学部	18	3
	小学部	18	3
	計	60	9